平成２９年（ヘ）第１６０号
横浜市鶴見区駒岡２丁目13番７号
申立人　丸忠建工株式会社
代表者代表取締役　鈴木　哲也
権利を争う旨の申述の終期　平成30年２月14日
平成30年２月15日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＸＷ82912
金額　700,000円
支払期日　平成29年８月10日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社みずほ銀行内幸町営業部
振出日　平成29年４月17日
振出地　東京都港区
振出人　日本道路株式会社　取締役社長　久松　博三
受取人　濱勇建設株式会社
裏書人　濱勇建設株式会社　代表取締役　足立　尚正
被裏書人　丸忠建工株式会社
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第９号
鹿児島県薩摩郡さつま町山崎1555番地１
債務者　株式会社光電子産業
代表者代表取締役　岸良　光廣
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　秀郎
４　破産債権の届出期間　平成30年３月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午前10時
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
千葉県八街市沖1818番地
債務者　深山リース株式会社
代表者代表取締役　鈴木　伸也
１　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　亮
４　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前11時
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１０号
福島市山田字音坊61番地の１
債務者　有限会社斎久鉄工所
代表者代表取締役　斎藤　久雄
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷澤　正高
４　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午後３時
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第３０号
千葉県成田市北羽鳥2200番地１
債務者　株式会社佐藤商会
代表者代表取締役　佐藤　克賢
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　大介
４　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前11時
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２８０９号
神奈川県藤沢市打戻2650番地の１
債務者　株式会社グローバルホールディングス
代表者代表取締役　松中　泰徳
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三橋　潔
４　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２５２号
横浜市中区花咲町１丁目４番地ベルメゾン桜木512号室
債務者　有限会社伸宝樹
代表者取締役　菊地　一樹
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永合　大輔
４　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４４号
茨城県稲敷郡河内町生板4328番地１
債務者　河内精機株式会社
代表者代表取締役　村松　郁夫
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井出　晃哉
４　破産債権の届出期間　平成30年３月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前11時15分
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第１００１号
東京都台東区浅草６丁目18番10号
債務者　株式会社スガヌマ
代表者代表取締役　菅沼　薫
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹村　葉子
４　破産債権の届出期間　平成30年３月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７号
愛知県西尾市国森町郷北110番地５
債務者　有限会社佐藤組
代表者代表取締役　佐藤　和利
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白濱　重人
４　破産債権の届出期間　平成30年４月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後３時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第３１号
（最後の住所）愛知県豊田市鴛鴨町神明112番地
債務者　被相続人亡伊藤眞一郎相続財産
相続財産管理人　小森　大輔
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中倉　秀一
４　破産債権の届出期間　平成30年４月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午後３時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第９１号
広島県尾道市山波町今免新涯3100番地の６
債務者　株式会社吉和鉄工所
代表者代表取締役　大塚　晋吾
１　決定年月日時　平成30年２月23日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松島　功治
４　破産債権の届出期間　平成30年３月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前10時40分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第９号
広島県呉市光町８番１号
債務者　大伸株式会社
代表者代表取締役　藪根　保雄
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　相原新太郎
４　破産債権の届出期間　平成30年４月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所呉支部